

仕 様 書

1 業務名

広島市立北部医療センター安佐市民病院 パッケージエアコンフロン排出法点検業務

2 履行場所

広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号 広島市立北部医療センター安佐市民病院

3 目的

本業務は、院内に設置している、パッケージエアコンについて、フロン排出法に基づき法定点検を行うものである。

4 業務内容

- (1) 受注者は、常に良好な状態で設備を使用できるよう、定期的に技術員を派遣して点検を行うものとする。また、緊急時及び異常発生時には即時技術員を派遣し、速やかに設備の復旧に努めるものとする。その際に発生した費用については、別途協議とする。
- (2) 点検時期は発注者と協議の上決定し、点検回数は年1回とする。また点検対象設備は、別添1「機器一覧表」のとおりとする。
- (3) 点検内容については、別添2「点検区分表」のとおりとする。

5 報告事項

- (1) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び従業員の氏名等を発注者に通知すること。また、業務に必要な資格等がある場合は、その資格等を証する書類の写しを添付するものとする。また、現場責任者及び従業員に変更があったときも同様とする。
- (2) 受注者は、業務の結果を委託業務実施報告書として、作業終了後速やかに提出し確認を受けること。
- (3) 受注者は、点検機器に著しい劣化等が見られた場合は、その状況を書面にし、速やかに報告すること。

6 費用の負担等

業務を行うに必要な経費のうち次に掲げるものは発注者の負担とする。

- (1) 光熱水費
- (2) 軽微な修理に必要な材料

7 遵守事項

- (1) 業務の履行に当たっては、誠実かつ適正に行い、関係法令の定めるところに準拠し、設備の安全と衛生的環境の確保に努めること。
- (2) 業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、当該施設が公共医療機関施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。また、従事者全員に受託者名入りの統一した衣服を着用させること。
- (4) 従事者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。
- (5) 受注者は、業務の履行に際しては、診療業務に支障をきたさないよう、あらかじめ当院係員と協議して業務の日時、作業方法等の詳細について定めるものとする。
- (6) 受注者は、従業員の安全衛生に関する管理について現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。
- (7) 受注者は、業務の実施に当たっては常に整理整頓を行い、業務を行う場所若しくは周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な安全措置を講じ、事故発生を未然に防止すること。
- (8) 受注者は、業務の実施にあたって設備の異常又は点検等により正常に作動していないことを発見した場合は直ちに措置を行うこと。

8 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。